

平成25年度 第1回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成25年 8月 9日(金) 13:50~14:50 橋本市役所 市長応接室	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭(副委員長) 鈴木 秀幸	
審議対象期間	平成24年10月 1日 ~ 平成25年 3月31日	
抽出案件	総件数 3件	審議事項 (1)平成24年度下半期の入札結果について (2)定例報告(平成24年度下半期) ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③指名停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について
制限付一般競争入札	0件	
工事希望型競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p>○平成24年度下半期入札結果について</p> <p>○定例報告(平成24年度下半期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築一式工事の不成立分(1件)は、随意契約分の工事件数に含まれているのか。 ・ 不成立となった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 含んでいます。 ・ 参加業者は3者ありました。そのうち2者が事前審査時に、配置技術者において不備があり不受理となりました。 <p>残り1者は、本件開札時に同入札会において、先に開札した建築工事の入札を1件落札したため、『落札件数の制限(建築工事は1入札会1件まで)』により開札することができなくなり、不成立となりました。</p>
<p>○抽出事案について</p> <p>【工事希望型競争入札】</p> <p>(市役所本庁舎耐震補強Ⅰ期工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初、完成期限を3月31日とし、第1回変更契約において5月31日となった理由は。 ・ 第2回変更契約の増額理由は。 ・ 本件の追加工事を別途発注せず、増額変更で対応していることについて、当初から追加工事分が想定されていれば、入札結果が変わってきたというクレームはないのか。 ・ 第2回変更契約日が、完成期限の間際となっている。通常、変更契約後に施工されるとすると、工期がないのでは。 ・ 増額分の金額はどのように決まるのか。 ・ 変更契約金額の限度額はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注時、標準工期を確保できなかったため、繰越予定工事として発注し、契約後、定例議会で承認を得て、標準工期を確保するための工期延期を行いました。 ・ 施工前に現地踏査を行った結果、老朽化の進捗が見受けられ、補修方法の見直しによる追加工事が発生したためです。 ・ 今回クレームはありませんでしたが、できる可能性はあります。 ・ 本市においては、煩雑な変更契約の事務を軽減するため、『変更契約事務の取扱い』を規定しています。工事打合せ簿により、受注者と契約金額を含め内容確認を行い、変更の内容によっては、工期末にまとめて契約変更が行えることとしています。 ・ 当初の設計書に対する差額に請負率を掛けて算出しています。 ・ 当初契約金額の3割までとしています。
<p>【指名競争入札(水道業務課)】</p> <p>(第5次拡張事業 1号導水ポンプ更新工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5者指名し、そのうち3者辞退しているが、その辞退理由は。 ・ 辞退者が出て、もし参加業者が1者になると入札は成立しないのか。 ・ 辞退が多い業者は、次回の指名を外すなどのペナルティを与えないのか。そんな統計を取ったりしていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置技術者が適正に配置できないとの理由でした。 ・ そういうことになります。今回、2者の参加があったので入札は成立しました。 ・ 辞退届が出ておれば、無断欠席でないためペナルティの対象にはなりません。今回辞退した業者は、都合がつかなかったことによるものだと思います。本件のような工事を発注したのも随分前のことで、統計は取っていません。

意見・質問	回答
<p>【随意契約】 (区画整理 紀の川ゾーン盛土改良工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回変更契約で減額した理由は。 ・ ボーリング調査は行っていなかったのか。 ・ 第2回変更契約で減額しているにもかかわらず、第3回変更契約で増額しているのはどういうことか。 ・ 第3回の増額変更の理由は何か。 ・ そのような事態が起こらないようにするための随意契約ではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改良工において、当初想定していた支持層よりも浅かったことによるものです。 ・ 行っていましたが、調査箇所が部分的であったため、調査結果と現況とが異なるという結果になってしまいました。 ・ 『変更契約事務の取扱い』により、今回の変更のように200万円以上の変更となる場合は、設計変更伺いが必要になり、その場合は後でまとめて変更契約するのではなく、その都度変更契約することになっています。 ・ 当初、国と市の工事を同時にする予定であったが、国の護岸工事が遅れてきた結果、湯水時期に工事を完成する必要があるため、先に工事を進めたいとの要望が国からありました。その結果、国の工事を完成させた後、市の工事で掘り返す必要が生じたため、増額が必要となりました。 ・ 結果的には、随意契約した効果が十分発揮できない部分もありました。但し、一方で市単独発注時に比べて諸経費調整がなされたことによるコスト縮減のメリットはありました。
<p>○その他 平成25年度入札制度の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変動型の下限価格の改正で今回82%とした根拠は何か。 ・ 制限付一般競争入札の低入調査基準価格は変更しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景気刺激策として、国、県では85%程度まで引き上げている中、本市においては審議した結果82%にとどめました。 ・ 調査基準価格は変更していません。今回の改正は、工事希望型競争入札と指名競争入札の関係のみです。